

○学習院桜友会ふるさと給付奨学金規程（平成27年10月20日施行）

学習院桜友会ふるさと給付奨学金規程

平成27年10月20日
施行

改正 平成28年5月1日 平成29年5月1日
平成30年4月1日 令和3年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）の学部第1年次に入学を強く希望する優秀な地方出身者に対し、本学入学後、有意義な学生生活を送り、本学学生の良き模範となって活躍するための支援として給付する奨学金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この奨学金は、学習院桜友会ふるさと給付奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

（奨学金の原資、剰余金の取扱い）

第3条 奨学金の原資は、一般社団法人学習院桜友会（以下「桜友会」という。）からの寄付金をもってあてる。

2 当該年度の奨学金の給付総額が原資総額を超えなかった場合は、その剰余金を翌年度の原資に組み入れるものとする。

（給付候補者の募集）

第4条 毎年度、桜友会が指定する地域の高等学校等（中等教育学校の後期課程を含み、通信制課程を除く。以下同じ。）を対象に給付候補者を募集する。

（申請資格）

第5条 奨学金の申請者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- 一 本学第1年次に入学を強く希望する者で、本学一般選抜に出願する予定であること。
- 二 前条に定める学校に在籍し、受験年度に卒業見込みであること。
- 三 別に定める成績基準を満たすこと。

（申請）

第6条 奨学金を申請する者は、別に定める期間に、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 学習院桜友会ふるさと給付奨学金申請書
- 二 調査書

（給付候補者の選考と決定）

第7条 給付候補者の選考は、前条に定める書類を提出した者について、学習院大学学生委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 給付候補者の決定は、委員会の選考に基づき、学長が行う。

（給付候補者数の上限）

第8条 給付候補者数の上限は、別に定める。

（給付候補者選考結果の通知）

第9条 給付候補者の選考結果の通知は、申請者全員に対し、別に定める期日までに郵送で行う。

（奨学金の給付者の決定）

第10条 給付候補者のうち、一般選抜に合格して本学に入学し、別に定める所定の手続きを行った者に奨学金を給付する。

（給付金額）

第11条 奨学金の給付額は、年額50万円とする。

（給付期間）

第12条 給付期間は、原則として、学習院大学学則第8条に定める修業年限とする。ただし、毎年度継続給付審査を行う。

（給付時期及び給付方法）

第13条 奨学金の給付時期及び給付方法は、別に定める。

（奨学生の義務）

第14条 奨学金の給付を受けた学生（以下「奨学生」という。）は、桜友会、学校法人学習院又は本学の主催行事及び広報活動等へ協力要請があった場合、学業に支障のない範囲で協力しなければならない。

（継続給付審査）

第15条 継続給付審査は、委員会が行う。

2 奨学生は、継続給付審査を受けるため、所定の期日までに継続給付申請書兼現況報告書を提出するものとする。

3 継続給付審査における修得単位数の基準や成績基準等は、別に定める。

4 継続給付審査は、毎年度4月末日までに行う。

5 継続給付審査の結果は、毎年度5月上旬に申請者に通知する。

（留学時の取扱い）

第16条 奨学生が、学習院大学学則第41条に規定する留学をする場合の取扱いについては、別に定める。

（受給資格の取消）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は受給資格を取り消すとともに、当該年度に給付された奨学金の全額又は一部の返還を命じることができる。

一 学則に基づく処分を受けた場合

二 原級した場合（休学による原級を除く。）

三 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合

四 継続給付申請が無かった場合（休学中等特段の事情がある場合を除く。）

五 継続給付審査において、基準を満たさなかった場合

六 その他奨学生として不適格と認められた場合

（給付の停止）

第18条 奨学生が休学する場合は、奨学金の給付を停止する。ただし、休学期間が2年を超え、修学の見込みがないと委員会が判断した場合は、前条の規定を準用する。

（他の奨学金との関係）

第19条 奨学生が、学内外の他の奨学金を受給することを妨げない。ただし、委員会が併給不可とした場合を除く。

（担当部署）

第20条 この奨学金に関わる事務は、学生センター学生課が担当する。

（改正）

第21条 この規程の改正は、学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日に遡って適用する。